

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	食ブランドマーケティング課	検索番号	2-4
法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法	根拠条項	4-1		
許認可等	事業提携に関する計画の変更の承認				
<p>(根拠規定)</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年7月1日法律第65条)</p> <p>第4条 (計画の変更等)</p> <p>第1項</p> <p>前条第1項 (本処分には関係なし) 又は第2項 (<u>「生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発の共同化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為」</u>) の承認を受けた者は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>第3項</p> <p>前条第5項の規定は、第1項 (上記) の承認について準用する。</p> <p>↓</p> <p>第3条 (計画の承認)</p> <p>第5項</p> <p>都道府県知事は第1項 (本処分には関係なし) 又は第2項 (上記下線部分) の承認の申請があった場合において、その計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>1 当該計画に係る特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なものであって、<u>農林水産省令で定める基準</u>に適合するものであること。</p> <p>↓</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則 (平成元年農林水産省令第29号)</p> <p>第6条 (計画に関する基準)</p> <p>法第3条第5項第1号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 法第3条第1項又は第2項の計画が達成される見込みが確実であること。</p> <p>2 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。</p> <p>3 地域の農業の健全な発展に資するものであること。</p> <p>4 その他<u>政令で定める基準</u>に適合するものであること。</p> <p>↓</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令 (平成元年7月1日政令第208条)</p> <p>第4条 (計画の承認の基準)</p> <p>法第3条第5項第3号 (上記二重下線部分) の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 法第3条第1項 (上記下線部分) の計画にあつては、同条第3項第3号 (<u>「経営改善措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法」</u>) に掲げる事項が経営改善措置を確実に遂行するため適切なものであり、かつ、同項第4号 (<u>「特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準」</u>) に掲げる事項が適切なものであること。</p>					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	食ブランドマーケティング課	検索番号	2-4
法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法	根拠条項	4-1		
許認可等	事業提携に関する計画の変更の承認				
経営改善計画の変更に係る承認手続					
(1) 同一年度内における実施時期の変更、資金総額の若干の変更等、承認経営改善計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更の承認を要しない。					
(2) 承認経営改善計画を変更した場合における経営改善措置の実施期間は、当初の当該事業を実施した期間を含めて、おおむね5年間以内とする。					
(3) 知事は、経営改善計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更が承認基準に該当するものであると認められるときは、変更承認書を変更申請書の写しとともに申請者に交付する。また、承認しないこととしたときは、承認しない理由とともに変更不承認書を申請者に交付する。					